公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８０号
新潟市東区山木戸１丁目９番12号　コーポ倉田403号、前住所新潟市北区松浜３丁目９番地11　ハイツリバーサイド202号
債務者　梅津　義雄
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野330番地２
債務者　小池　晴信
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１４号
岐阜県可児郡御嵩町中812番地88
債務者　澤田　由貴
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第９０３号
愛知県海部郡蟹江町富吉１丁目１番地　アーバンハイツ富吉506号
債務者　本郷　建史
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１２号
名古屋市港区善進町２丁目50番地の５　ポートヒルズＴ　201号
債務者　宮下　一法
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６１号
名古屋市守山区小幡太田３番１号　アーバンラフレ小幡１号棟709号
債務者　足立　智洋
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1144番地　住吉団地14棟102号、申立時の住所滋賀県高島市新旭町旭1015番地３　サニーコート花しょうぶ103・（前住所）鹿児島市吉野町5484番地14コーポ鬼塚102号
債務者　稲留世里奈（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
滋賀県湖南市岩根740番地４、前住所滋賀県草津市東草津３丁目22番１―210号ヴィラナリー草津Ⅰ
債務者　小路　　円
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８８号
大津市あかね町13番16―205号　シティオ大津・唐崎
債務者　青木あけ美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８９号
大津市尾花川18番７号
債務者　関　友理子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９３号
滋賀県野洲市行畑１丁目14番１―402号　ボンフレールⅡ
債務者　岩佐　愛子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４６号
京都市右京区西院矢掛町10番地　ユリハイツ301号室
債務者　竹下　麻美（旧姓小鶴）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２７号
京都市山科区音羽前田町45番地２　グリーンハイツ206号
債務者　山内　　勲
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
広島市安佐北区可部３丁目６番11―102号
債務者　前時　憲明
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０３号
広島県廿日市市梅原２丁目15番25―304号
債務者　畠中　佑佳（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４号
山口県下関市みもすそ川町22番５―205号　ホワイトマンション国分ＶＩＬＬＡみもすそ川、前住所山口県下関市清末鞍馬１丁目５番６号
債務者　井田ますみ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係